

議案第 13 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整理に関する条例を制定したいので、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）が施行されることに伴い、本町の関係条例について所要の整理をする必要があるため、この案を提出する。

若狭町条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う若狭町関係条例の整理に関する条例

(若狭町監査委員条例の一部改正)

第1条 若狭町監査委員条例（平成17年若狭町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(若狭町国民健康保険診療所条例の一部改正)

第2条 若狭町国民健康保険診療所条例（平成17年若狭町条例第124号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(若狭町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 若狭町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年若狭町条例第181号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(若狭町工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 若狭町工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年若狭町条例第183号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。